

酒田商業高校跡地整備事業に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 酒田商業高校跡地整備事業に係る事業予定者を公平かつ適正に選定するため、酒田商業高校跡地整備事業に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者募集要項及び審査基準の決定に関する事項
- (2) 提案内容に係る評価に関する事項
- (3) 事業予定者及び次点者の選定に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以上で組織し、その委員は見識を有するもの及び市職員の中から、市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。
- 3 委員長は、委員会において委員の中から互選により決定する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 委員会の審議は、非公開とする。ただし、委員会の同意があつたときは、会議の一部又は全部を公開することができる。
- 5 委員会の審査の経過及び結果は、公表する。

(報告)

第 5 条 委員会は、事業予定者及び次点者を選定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画部都市デザイン課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月15日から施行する。